

医療法人はあとふる 八尾はあとふる病院

通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)

事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人はあとふるが設置する八尾はあとふる病院（以下「事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護職員（以下「通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
- 6 前5項のほか、「八尾市指定居宅サービス事業等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第57条）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業の運営)

第3条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 八尾はあとふる病院
- (2) 所在地 八尾市美園町2丁目18番1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名以上
- (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 5名以上
- (3) トレーナー 2名以上
- (4) 介護職員 7名以上
- (5) 管理栄養士 1名以上(兼務)
- (7) 事務職員 1名以上
- (8) 送迎運転手等 7名以上

通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕従事者は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月31日～1月3日)については、休業日とする。
- (2) 営業時間ならびにサービス提供時間 午前9時から午後17時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等に連絡が可能な体制とする。

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、下記のとおりにする。

- 1単位目 午前 9時から 午後17時までとする。
- 2単位目 午前 9時から 午後12時30分までとする。
- 3単位目 午後 13時から午後17時までとする。

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容)

第8条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別評価・運動指導
- (2) トレーナー、介護職による個別・集団トレーニング
- (3) 機器によるトレーニングの実施 (理学療法士・トレーナーによるサポート)

- (4) 食事の提供
 - (5) 健康管理
 - (6) 送迎 など
- 2 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画書（介護予防通所リハビリテーション計画書）を作成するとともに、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。また、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握するものとする。

（指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用料等）

第9条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。
- 3 食事の提供に要する費用については、750円を徴収する。
- 4 おむつ代については、下記の金額を徴収する。

おむつ代	157 円（パンツ式M） ・ 178 円（パンツ式LL）
	135 円（テープ止めM） ・ 157 円（テープ止めL）
	63 円（フラット）
	31 円（尿とりパット）

- 5 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、八尾市・東大阪市・大阪市平野区で、一部の地域は除く。
(詳細は別紙①参照)

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

2 利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年〇回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする

（個人情報の保護）

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

- 第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- （1）採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - （2）継続研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕に関するサービス

提供の記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 医療法人はあとふるが定めるものと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2002年 4月1日から施行する。

この規程は、2002年10月1日から施行する。

この規程は、2003年 4月1日から施行する。

この規程は、2004年 3月1日から施行する。

この規程は、2005年 5月1日から施行する。

この規程は、2006年 4月1日から施行する。

この規程は、2007年 4月1日から施行する。

この規程は、2008年 7月1日から施行する。

この規程は、2014年 4月1日から施行する。

この規程は、2016年 8月1日から施行する。

この規程は、2022年 2月1日から施行する。

この規程は、2023年 1月1日から施行する。

この規程は、2025年 3月1日から施行する。